

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年 7月 29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区海岸一丁目7番1号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ソフトバンク株式会社 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度									
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数						
	エアコンディショナー	162 台	2 台	0 台	162 台						
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台						
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量							
	エアコンディショナー	4325.6	キログラム	0	キログラム						
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	委託先設備管理員が24時間365日、空調の稼働を監視し不具合 を知得した場合には、ソフトバンクへ報告を実施する。									
	廃 棄 時	空調工事専門業者による撤去回収を行い、ソフトバンク側は RaMS（冷媒管理システム）により管理している									
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	空調メーカ点検相当2回/年、簡易点検2回/年を実施									
	廃 棄 時	空調工事専門業者による撤去回収を行い、ソフトバンク側は RaMS（冷媒管理システム）により管理している									
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	空調設備更新に向け検討中										
特記事項											

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。